

平成 23 年 8 月 30 日

各 位

会 社 名 株式会社 構造計画研究所  
代表者名 代表取締役社長 服 部 正 太  
(JASDAQ・コード4748)  
問 合 せ 先 常務執行役員管理本部長 湯 口 達 夫  
電 話 番 号 0 3 - 5 3 4 2 - 1 0 9 3

### 元取締役による不正支出について

今般、当社において、元取締役による不正支出があったことが判明し、その調査を行った結果、その事実関係及び当社の対応等がこの度明確になりましたので、ここに公表いたします。

株主・投資家をはじめ関係者の皆さまには多大なご迷惑とご心配をおかけしますことを、心より深くお詫び申し上げます。

### 記

#### 1. 経緯

##### (1) 不正発覚の経緯

本年 2 月、当社社員から内部通報の所管部署であるコンプライアンス部（現、法務部）に対して、当社の収入印紙が最終的に適切に処理されずに、不正に流用されている可能性があるとの連絡がはりました。

コンプライアンス部では顧問弁護士と相談の上、独自調査を開始し、社長、取締役及び監査役にその旨の報告がなされました。それを受け 4 月 11 日の取締役会にて調査委員会を正式に設置いたしました。調査委員会は、外部弁護士等に告発事実の有無や、関係者からの事情聴取などを依頼し、客観性、公正性を確保した調査を実施いたしました。

##### (2) 調査結果概要

調査の結果、元取締役は、平成 13 年 9 月より本年 3 月までの 10 年間にわたり、合計 49 百万円の収入印紙を会社経費にて購入し、自ら保管するとともに随時、内 45 百万円分を小分けにしながらか券ショップ等に持ち込み、遊興費等に流用したことが判明しました。しかし、本件以外に不正支出はなく、また、社内に共犯等もおらず、さらに調査委員会の事情聴取の結果、不正支出された損害額を全額弁済する意思があることも確認されました。

以上の調査結果は、本年 4 月 28 日に調査委員より取締役会に報告されました。

### (3) 社内対応等

元取締役に対しては、不正支出の事実が確定した段階で辞任を促しました。それを受けて元取締役から取締役辞任の申し出があり、前記取締役会にて、取締役辞任を了承しました。なお、元取締役の辞任に伴う退職金の支払いはありません。

また、当社は、元取締役の辞任を受け、同日、元取締役が一身上の都合により辞任することとなった旨を対外発表しました。

### (4) 損害額の回復

当社の損害額 45 百万円については、6 月に当社と元取締役の間で損害回復のための合意書を締結し、同月中に元取締役から損害額全額を回収いたしました。

## 2. 決算対応

### (1) 過年度財務諸表への影響

調査の結果判明した損害額 45 百万円については、過去に費用処理されていたものではありますが、各年約 4 百万円程度であり、過年度の財務諸表への影響を検証した結果を踏まえ、平成 23 年 6 月期（当期）決算においてその影響は軽微かつ限定的であることから過年度財務諸表の訂正は行わないことといたしました。

### (2) 業績への影響

当期損益計算書における会計処理については損害額 45 百万円が回収されていることから、内 41 百万円については特別利益（受取損害賠償金）に、4 百万円については販管費戻入に計上することといたしました。したがって、当社の当期業績への影響は極めて軽微であり、今期の業績予想への影響はないと判断しております。

### (3) 内部統制システムの評価

本件については、印紙管理の責任者である元取締役が不正支出を行ったため、責任者によるチェックを前提とした不正予防のための内部統制が十分機能しなかったという側面はあるものの、内部統制システム自体は一般的な水準を充たしており、また、本件不正が内部通報によって発覚し、調査委員会の調査により不正の内容を解明して損害額を全額回収することができたことを考慮すれば不正に対するチェック機能は有効に機能していると考えております。

しかしながら、実際に元取締役の不正支出があったという事実を受けて、統制環境をさらに強化すべきと認識いたしております。この点につきましては、7 月 26 日監査役会でも指摘されており、後述する再発防止策の中で強化していく所存であります。

## 3. 再発防止策の実施

### (1) 内部管理体制の強化

当社では、本件不正を踏まえ、内部管理体制を強化いたしました。まず、当期中に直接

的な事象となった収入印紙の管理の厳正化を図り、徹底しました。また、取締役決裁の経費支出の透明性並びに牽制機能確保のため、ルールを改定しました。

組織面では、係る事案の温床になりかねない人事ローテーションの固定化について、特定の部署での長期在籍者の異動に留意するルールを制定しました。

#### (2) 社員の法令遵守意識の周知徹底

当社の社員が遵守すべきルールとして5年前に策定した『行動規範』を今般の事案を踏まえて適切に改定するとともに、アルバイト社員を含む全社員に対して研修会を実施しており、すべての研修を近日中に完了する予定です。

#### (3) 内部通報制度の改善

当社の牽制機能強化のために、内部通報制度を改定、改善いたしました。これまで明確でなかった報告体制の整備など実効性確保の観点より変更を行い、社外弁護士への通報窓口の設置、匿名通報の容認等を明確化いたしました。

#### 4. 今般の公表について

当社は、本件不正の内部通報後、社内調査、元取締役との損害賠償交渉、決算対応、再発防止策の策定等を行ってまいりましたが、今般、本件不正の処理が全て確定したことから、本件不正を対外公表することといたしました。

当社といたしましては、元取締役が不正支出を行った事実を厳粛に受け止め、このような不祥事が再度発生することのないよう、内部管理体制を強化し、すでに着手している再発防止策の実践と定着を図ってまいることをここに宣言いたします。

以上